

第2期雨竜町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和3年4月
雨竜町
雨竜町議会
雨竜町農業委員会
雨竜町教育委員会

雨竜町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(以下「本計画」という。)は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「法」という。)第19条に基づき、雨竜町、雨竜町議会、雨竜町農業委員会、雨竜町教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

法の基本方針を勘案して、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を策定し、女性の職業生活における活躍の更なる推進を図ることとします。

本計画は、第1期にあたる前計画の計画期間(平成28年度～令和2年度)が満了することに伴い、これまでの結果を踏まえ、前計画に続く計画として策定したものです。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行う。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた状況把握

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令(以下「内閣府令」という。)第2条に基づき、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析しました。

(1)職員の年齢構成(令和3年4月1日現在)

	～20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	計
全体	15人	8人	17人	15人	55人
うち女性	5人	1人	6人	3人	15人
女性の割合	33.3%	12.5%	35.2%	20.0%	27.5%
全体に占める職員割合	27.3%	14.5%	30.9%	27.3%	100.0%

職員全体に占める年齢構成では、30歳代の職員が少ない。女性の割合については、30歳代が14.5%と低く、20歳代50歳代も30%を割っています。それぞれの年代が平均した採用構成が望まれます。

(2)職員に占める女性職員の割合

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平均
全 体	53 人	53 人	56 人	54.0 人
うち女性	14 人	14 人	16 人	14.6 人
女性の割合	26.4%	26.4%	28.6%	27.0%

女性の割合は、おおむね改善されつつあるため、引き続き男女構成比を勘案しながら、採用することとします。

(3)管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

	令和3年度		
	課長職	主幹職	管理職計
全 体	10 人	11 人	21 人
うち女性	1 人	5 人	6 人
女性の割合	10.0%	45.5%	28.6%

管理的地位にある女性登用の割合を分析すると、今後、管理職候補の女性職員が数名いることから女性の割合は増加すると見込まれます。

(4)各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

	令和3年度		
	課長職	主幹職	主査職
全 体	10 人	11 人	16 人
うち女性	1 人	5 人	3 人
女性の割合	10.0%	45.5%	18.8%

管理的地位における女性登用の割合及び年齢構成を分析すると課長職に登用する職員は今後増加すると見込まれます。

(5)男女別の育児休業取得率

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平均
男 性	0%	—	—	0%
女 性	—	—	—	—

女性職員の育児休業対象者はいなかった。男性職員の育児休業取得率は 0%になっており、男性の育児休業等を取得しやすい環境を整備する必要があります。配偶者出産休暇は 66.7%の取得率だった。
目標：育児休業 女性職員 100% 男性職員：10% 配偶者出産休暇 男性職員 100%

(6)セクシャルハラスメント等対策の整備状況

パワーハラスメント、セクシャルハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントについて、それぞれ防止措置や相談体制等ハラスメント防止に向け、適切な措置を講じています。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 15 条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令(平成 27 年内閣府令第 61 号第2条に基づき、雨竜町、雨竜町議会、雨竜町農業委員会、雨竜町教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

(目標1) 支援制度等の周知

出産・育児を支援する育児休業制度、休暇制度、勤務時間の取扱、時間外勤務の制限、共済組合による出産費用等の給付、町独自の出産祝金制度ほか育児支援制度等について情報提供を行い、仕事と家庭の両立を促進する。

(目標2) 男性職員の育児への参加促進

男性職員の育児参加を促進するため、次の休暇等の積極的な活用を図る。

配偶者出産休暇(特別休暇3日)や育児参加休暇(特別休暇5日)、年次有給休暇など取得しやすい職場環境づくりに努める。

◎ このような取組みを通じて、令和7年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加休暇の取得割合を 100 %にする。